児童手当・特例給付を支給します

児童手当・特例給付の10月定期支給分を10月9日（金）に、あらかじめ指定された受給者名義の口座に振り込みます。今回支給する手当は、平成27年6月～9月の4か月分です。振り込みに先立ち、今後の支給額について個別に「支払通知書」を送付します。支給額に変更のないかぎり、平成28年2月と6月の支給では個別の通知を行いませんので、預金通帳などで入金を確認してください。

児童手当・特例給付現況届は提出しましたか

未提出または書類不備などにより、審査が保留になっている方は、速やかに手続きをお願いします。

対 象 者　平成27年5月まで児童手当を高浜市から受給していた方で、現況届未提出および書類不備などの方

受付時間　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く。）

受付場所　市役所3階こども育成グループ
※郵送による提出も受付可
（郵送代は受給者負担）

提出書類

・現況届
・平成27年6月1日時点の受給者本人の健康保険証の写し（受給者が厚生年金などに加入している場合）
・平成27年度（平成26年分）児童手当用所得証明書（平成27年1月1日に高浜市に住所がなかった方のみ）

※そのほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは問い合わせてください。

食育協力隊カワラッキーフレンズ登録企業より食育事業に寄附

㈱おとうふ工房いしかわより、会社の夏祭りの売り上げの一部から食育事業に寄附をいただきました。

8月30日に行われた夏祭りで、石川伸代表取締役より市長へ寄附の目録が贈呈されました。

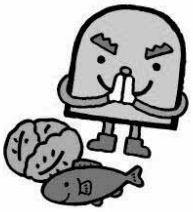

昨年いただいた寄附は、カワラッキーのエプロンを作り、学校・幼稚園・保育園に配布しました。給食や食育で活躍しています。

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金を支給します

平成27年6月分の児童手当の受給者（公務員も含む。）へ、対象児童1人につき3,000円を10月22日（木）に、受給者名義の口座に振り込みます。審査結果については別途通知しますので、確認してください。

◆子育て世帯臨時特例給付金は申請しましたか

「子育て世帯臨時特例給付金」を受け取るには、平成27年6月分の児童手当を支給する市区町村への申請が必要ですので、期限までに申請してください。

高浜市の申請書（請求書）は、平成27年度児童手当・特例給付現況届とかねています。平成27年度児童手当・特例給付現況届が未提出および書類不備などにより、審査が保留になる場合は、子育て世帯臨時特例給付金は支給できませんので注意してください。公務員の方は職場で申請書を受け取り、平成27年5月31日に住所のあった市区町村に申請してください。

支給対象者　平成27年6月分の児童手当（特例給付を含まない。）の受給者
※特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方をいいます。

児童手当所得制限限度額表（単位:万円）

扶養親族などの人数	所得額
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736

※扶養親族数は税法上の控除対象者をいいます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、左記金額に1人につき6万円が加算されます。
※扶養親族などが4人以上の場合は、1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算してください。

対象児童　支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
※平成27年6月1日から子育て世帯臨時特例給付金の支給決定までの間に亡くなった児童は対象外

支 給 額　対象児童1人につき3,000円
※支給決定後、1回のみの支給

申請期限　**11月30日（月）**
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日は除く。）

申請場所　市役所3階こども育成グループ
※郵送による提出も受付可
（郵送代は申請者負担）

提出書類

・子育て世帯臨時特例給付金（平成27年度）申請書（請求書）